

情報公開審査会の答申概要（答申第 34 号）

- 1 公開請求文書 石川県が昭和 21 年～昭和 36 年の 16 年間について犀川大橋地点で観測した流量資料
- 2 担当課（所） 土木部河川課
- 3 不服申立て等の経緯
- | | | | |
|---------------|-------|---------------|----|
| (1) H16. 7.12 | 公開請求 | (4) H16.12.28 | 諮問 |
| (2) H16. 7.21 | 不存在決定 | (5) H17.11.25 | 答申 |
| (3) H16. 8. 9 | 異議申立て | | |
- 4 諮問に係る審査会の判断結果
対象公文書について、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第 11 条 第 2 項（不存在）</p>	<p>昭和 47 年度起犀川中小河川改修事業全体計画書の中の犀川河川改修計画報告書河道編において、「石川県が昭和 21 年～昭和 36 年の 16 年間について犀川大橋地点で観測した流量資料」と記載されているので、異議申立人は公文書として存在すると主張している。</p> <p>しかしながら、「二級河川 水位・流量観測所 一覧表」によると、犀川の下菊橋地点での流量観測は昭和 46 年 1 月からとなっており、他の河川においても昭和 46 年 1 月より前に観測がなされている地点はない。</p> <p>また、「S40 年犀川ダム全体計画書」の別冊の中に昭和 21 年～30 年の犀川大橋地点での洪水量は降雨量から中安氏法等の方法により算定している旨の記述があり、更に「S37 年犀川河川改修工事（小規模）全体計画書」の中に昭和 36 年の第 2 室戸台風で犀川大橋の量水標は既往最高の 2.60 m を示し、この洪水流量を推定すれば概ね 700 m³/s（±50 m³/s）と考えられる旨の記述がある。このことから、当時は流量観測が行われていなかったことが推認される。</p> <p>したがって、実施機関は本件請求文書を保有していないものと認められる。</p>

- 5 審議経過 審査回数 6 回

(別紙)
答申第34号

答 申 書

平成17年11月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成16年7月12日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・ 石川県が昭和21年～昭和36年の16年間について犀川大橋地点で観測した流量資料

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成16年7月21日に異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

当該請求期間に流量観測は行っていないため、公開請求に係る文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は平成16年8月9日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、石川県知事に対して異議申立てを行った。

4 諮問

石川県知事は平成16年12月28日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- （1） 昭和47年度起犀川中小河川改修事業全体計画書の中の犀川河川改修計画報告書

河道編(以下「昭和47年度報告書」という。)に「石川県が昭和21年～昭和36年の16年間について犀川大橋地点で観測した流量資料」と記載されているので、公文書として存在すべきものである。

- (2) もし、流量観測資料がなければ、この報告書の記載が誤りであり、訂正したものを公開すべきである。

また、この報告書の犀川大橋地点での1/2超過確率流量420m³/秒の数值は、高水敷の設計流量として、当時から現在まで一貫して犀川の河川整備計画に使用されているが、県から公表された昭和40年代以降の観測データとの間に非常な乖離がある。

- (3) 情報公開制度は誤りのある情報を公開する制度ではないので、審査会は改めさせるべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 昭和21年～昭和36年の16年間の流量資料は、降雨等から推定した流量であり流量観測は行っていないので、公文書は存在せず、不存在である。
- (2) 昭和47年度報告書に記載の犀川大橋地点の各年最大流量は「S40年犀川ダム全体計画書」及び「S37年犀川河川改修工事(小規模)全体計画書」等に記載されている流量と一致しており、それぞれの洪水量は、降雨から河川流量を算定する流出計算モデルの一つである中安氏法や河川水位から流量を算定する手法を使い、計算により求めたものと推測される。
- (3) 県が犀川の流量観測を開始したのは、昭和46年からである。
- (4) 1/2超過確率流量の420m³/秒は、2年に1回程度の規模の推定洪水量を示すもので、犀川大橋地点の低水路整備の基準の一つであり、通常、推定する洪水量が大きく変わらない限り、この基準は変更していない。なお、現在、犀川水系の河川整備基本方針と河川整備計画を策定・公表しているが、これらは有識者等を入れた委員会で検討し、地元住民や一般市民への説明会も実施して最終的にとりまとめ、国の同意を得ている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件公開請求に係る公文書は、石川県が昭和21年から昭和36年までの16年間について犀川大橋地点で観測した流量資料である。

3 本件請求文書の不存在について

実施機関は、本件請求文書について、県が犀川の流量観測を開始したのは昭和46年からであり、昭和21年～昭和36年の16年間の流量資料は、降雨等から推定した流量であり、流量観測は行っていないので、公文書は不存在であると主張している。

一方、異議申立人は、昭和47年度報告書に「石川県が昭和21年～昭和36年の16年間について犀川大橋地点で観測した流量資料」と記載されていることから、公文書として存在すると主張しているので、以下、この点について検討する。

「二級河川 水位・流量観測所 一覧表」によると、犀川の下菊橋地点での流量観測は昭和46年1月からとなっており、他の河川においても昭和46年1月より前に観測がなされている地点はない。

また、「S40年犀川ダム全体計画書」の別冊の中に昭和21年～30年の犀川大橋地点での洪水量は降雨量から中安氏法等の方法により算定している旨の記述があり、「S37年犀川河川改修工事（小規模）全体計画書」の中に昭和36年の第2室戸台風で犀川大橋の量水標は既往最高の2.60mを示し、この洪水流量を推定すれば概ね700m³/s（±50m³/s）と考えられる旨の記述がある。このことから、当時は流量観測が行われていなかったことが推認される。

したがって、実施機関は本件請求文書を保有していないものと認められる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人が、異議申立書等の中で主張している公文書の内容に関する主張については、当審査会の審査の対象となっていない。

なお、情報公開制度の目的の一つは、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による県政を推進することにあるので、実施機関が今後、分かりやすい公文書の作成も含め公文書の適正な管理について一層留意するよう望むものである。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
16.12.28	諮問を受けた。(諮問案件第58号)
17.2.10	実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
17.2.22	異議申立人から意見書を受理した。
17.3.24 (第123回審査会)	事案の審議を行った。
17.5.13 (第124回審査会)	異議申立人から意見聴取を行った。
17.6.10 (第125回審査会)	実施機関の職員から意見聴取を行った。
17.7.14 (第126回審査会)	事案の審議を行った。
17.10.27 (第129回審査会)	事案の審議を行った。
17.11.17 (第130回審査会)	事案の審議を行った。